



# 地域未来投資促進法 支援制度のご案内

R5.4

山口県地域未来投資促進基本計画 山口県及び19市町策定

地域経済牽引事業を様々な支援制度で応援します

## ? 地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「**地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）**」を実施する事業者に対し、**様々な支援**を行うものです。

支援制度の内容は、『**①支援制度**』を参照

対象となる事業は、『**②対象事業**』を参照

## 1 支援制度

### 設備投資に対する支援措置

#### ■ 法人税等の課税の特例 **国税**

先進性を有する事業※1に必要な設備投資に対し、税額控除や特別償却により設備投資を行った**初年度の法人税等の負担が軽減**されます。（対象投資額に上限あり※2）

対象設備	特別償却	又は	税額控除
機械装置・器具備品	40%		4%
上乗せ要件を満たす場合※3	50%		5%
建物・附属設備・構築物	20%		2%

※1 地域未来投資促進法第25条における『主務大臣が定める基準』（以下の基準を全て満たすこと）に適合することにつき、国の確認が必要

- ① 国が設置する評価委員会において、先進性が認められること
- ② 対象事業の売上高伸び率(%)が0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%以上であること
- ③ 対象事業の減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること
- ④ 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、前年度減価償却費の20%以上であること（連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。）
- ⑤ 山口県知事の承認を受けた他の地域経済牽引事業計画がある場合、当該計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上であること

※2 対象資産の取得価額の合計額のうち、支援対象となるのは80億円が限度。税額控除はその事業年度の法人税額等の20%相当額が限度。対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象とならない。国の確認前に対象設備を取得等した場合は対象とならない。

※3 以下の(ア)または(イ)と、(ウ)を満たすこと  
(ア)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上  
(イ)対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上（R5.4.1以降の承認事業のみ）  
(ウ)労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

#### ■ 地方税の課税免除 **県税** **市町税**

先進性を有する事業※4に必要な土地・家屋等の取得（取得価額の合計が1億円超※5に限る）に対し、**地方税（不動産取得税・固定資産税）が一部免除**されます。

税目	対象	支援措置	備考
【県税】不動産取得税	土地・家屋	課税免除	
【市町税】固定資産税	土地・家屋・構築物	課税免除（3年間）	一部市町のみ

※4 地域未来投資促進法第25条における『主務大臣が定める基準』（上記の法人税の※1参照）に適合することにつき、国の確認が必要

※5 農林漁業及びその関連業種は5千万円超

### ■ その他の支援措置

- ・ 事業承継に係る融資を受ける際、経営者保証を不要とする信用保証制度
- ・ 地域団体商標の登録料等の減免 など

# 2 対象事業

## ■ 地域経済牽引事業計画期間内であること

・最長5年間

## ■ 促進区域内での計画であること

・促進区域»山口県全域

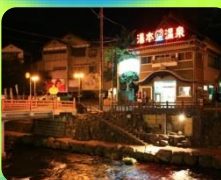
山口県  
全域が  
対象

最長  
5年

## ■ 地域の特性を活用した計画であること

- ・産業の集積（基礎素材、輸送機械、医療・環境エネルギー等）を活用した成長ものづくり分野
- ・インフラ（道路網・港湾・工業用水等）を活用した成長ものづくり分野
- ・県内農林水産物や加工品等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ・「山口県IoT推進ラボ」等のノウハウを活用した第4次産業革命分野
- ・多彩な観光資源を活用した観光・スポーツ・まちづくり分野
- ・コンビナート企業が有するエネルギーインフラを活用したまちづくり分野
- ・バイオマス燃料の確保に適した環境を活用した再生可能エネルギー分野
- ・県内大学等における医療・健康福祉関連の研究から得られる知見を活用したヘルスケア分野

地域の  
特性  
を活用



## ■ 高い付加価値を創出する計画であること

・付加価値増加額が5年間で4,180万円を上回ること

※付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

高い  
付加価値  
を創出

## ■ 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること

※数値は5年計画の場合

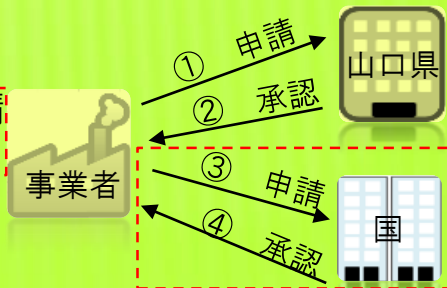
項目	成長ものづくり分野	その他の分野
取引額	3.5%以上増加	—
売上げ	3.5%以上増加	6,800万円以上増加
雇用者数	10%以上 or 5人以上増加	5人以上増加
給与支払額等	12%以上 or 27百万円以上増加	2,200万円以上増加

相当の  
経済的  
効果

# 3 手続き

- ① 事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請
- ② 県が計画を承認
- ③ 事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し国に申請
- ④ 国が「確認書」を交付
- ⑤ 各支援制度の活用

※③④は、設備投資に対する支援制度を利用する場合にのみ必要です。  
※計画の申請にあたっては、事前にお問い合わせ先へご相談ください。



お問い合わせ先 山口県産業政策課(083-933-3166) 山口県 地域未来投資促進法

検索

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

MAIL: a16100@pref.yamaguchi.lg.jp

